

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画)

鋸南町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和3年度～令和12年度

令和3年3月

千葉県鋸南町

目次

I.はじめに	1
II.基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 対象範囲	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ	4
III.温室効果ガスの排出状況	5
(1) 温室効果ガス総排出量	5
V.温室効果ガスの排出削減標	6
(1) 目標設定の考え方	6
(2) 温室効果ガスの削減目標	6
VI.目標達成に向けた取り組み	7
(1) 取り組みの基本方針	7
(2) 具体的な取り組み内容	7
VII.管理体制及び進捗状況の公表	8
(1) 推進・点検体制	8
(2) 点検・評価方法	8
(3) 進捗状況の公表	8
(4) 計画の見直し	8

I.はじめに

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、日本国においても猛暑や台風などの異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な要因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては 2015 年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが定められました。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法によりすべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016 年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。それにより、地方公共団体には、その基本的な役割として地方公共団体実行計画を策定し、実施するように求められています。

さらに、2020 年 10 月 26 日の第 203 回臨時国会において菅義偉内閣総理大臣は 2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとすること、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。鋸南町においても地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進しています。

II. 基本的事項

(1) 目的

本計画は地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、「温室効果ガスの排出量削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むため、策定するものです。

鋸南町の事務及び事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガス（二酸化炭素）の排出抑制の取り組みを実施することにより、住民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての取り組みを推進することを目的とします。

(2) 対象範囲

鋸南町事務事業編の対象範囲は鋸南町のすべての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は下記一覧の範囲とします(表 1)。

総務企画課	役場本庁舎、消防団各詰所、BBQ ハウス佐久間小学校、鋸東コミュニティセンター、JR 各駅前駐輪場、旧保田幼稚園、各防災行政無線、各街路灯・防犯灯、大崩車庫、保田倉庫
保健福祉課	保健福祉センター、老人福祉センター（笑楽の湯）
教育課	鋸南保育所、鋸南幼稚園、鋸南小学校、鋸南中学校、B&G 財団鋸南海洋センター、中央公民館、給食センター、岩井袋運動場、通学路街路灯
地域振興課	保田漁協、各海水浴場便所・シャワー・監視所、各観光便所、観光案内所、各街路灯
建設水道課	浄水場、谷田団地浄化槽、各街路灯
全課共通	公用車

表 1.対象施設一覧

(3) 対象とする温室効果ガス

鋸南町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため鋸南町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします(表 2)。

温室効果ガス	主な性質	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス。温室効果ガスの中で二酸化炭素の比率が 90%と極めて高い。	化石燃料の焼却等。
メタン(CH ₄)	天然ガスの主成分で常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素硫化物の中で最も安定した物質。 他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセス等。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒、化学物質の製造プロセス等。
パーフルオロカーボン (PFC)	炭素とフッ素からなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセス等。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	硫黄とフッ素からなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体等。
三フッ化窒素 (NF ₃)	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセス等。

表 2.対象となる温室効果ガス

(4) 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の令和 8 年度に計画の見直しを行います (図 1)。

項目	年度										
	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	...	令和 1 2	
期間中の事項	基準年度		計画開始					計画見直し		目標年度	
計画期間			→								

図 1.計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

鋸南町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び鋸南町総合計画に即して策定します（図 2）。

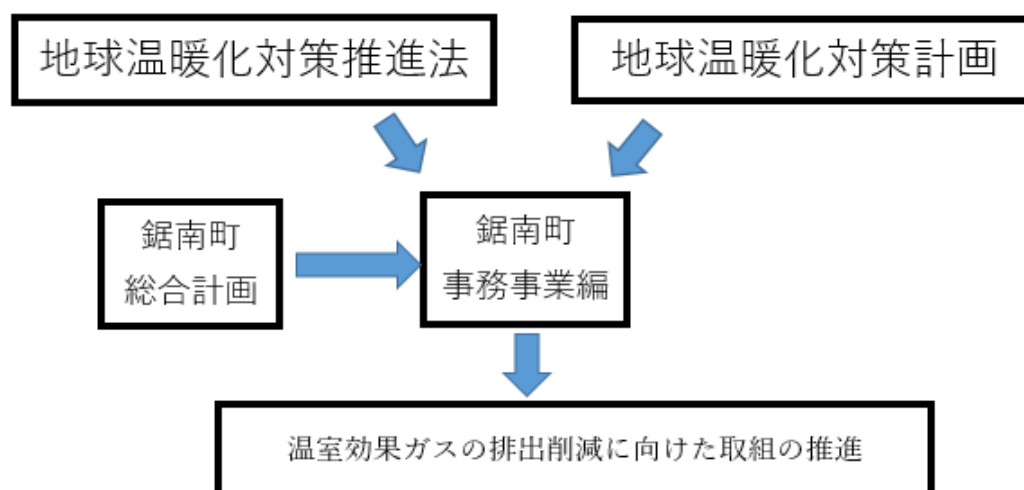


図 2.鋸南町事務事業編の位置づけ

Ⅲ.温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

温室効果ガスの総排出量は下記計算によって求められています。

(温室効果ガス排出量) = 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数(二酸化炭素は 1)

排出係数とは一単位当たりの活動量から排出される温室効果ガスの量を表し「地球温暖化対策の推進に関する法律施行例」第3条に規定されています(表2)。

鋸南町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である令和元年度において 1,108.41t-CO₂となっています(表3)。

電気の使用に関しては主に役場本庁舎や中央公民館等の大型施設が占めており、職員が業務で使用していることが要因となっています。

燃料の使用に関しては各施設の暖房等使用による灯油使用が多くを占めており、また、公用車使用におけるガソリンや軽油の使用も多く占めています(図3)。

燃料等	活動量	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	比率(%)
電気使用量	1,569,840kwh	772.58	69.7
ガソリン使用量	19,934 ℓ	46.25	4.2
軽油使用量	17,041 ℓ	43.96	4.0
灯油使用量	38,095 ℓ	94.86	8.5
重油使用量	54,000 ℓ	146.34	13.2
LP ガス使用量	1,472.6 m ³	4.42	0.4
合計		1,108.41	100

表3.鋸南町の事務・事業による二酸化炭素排出量

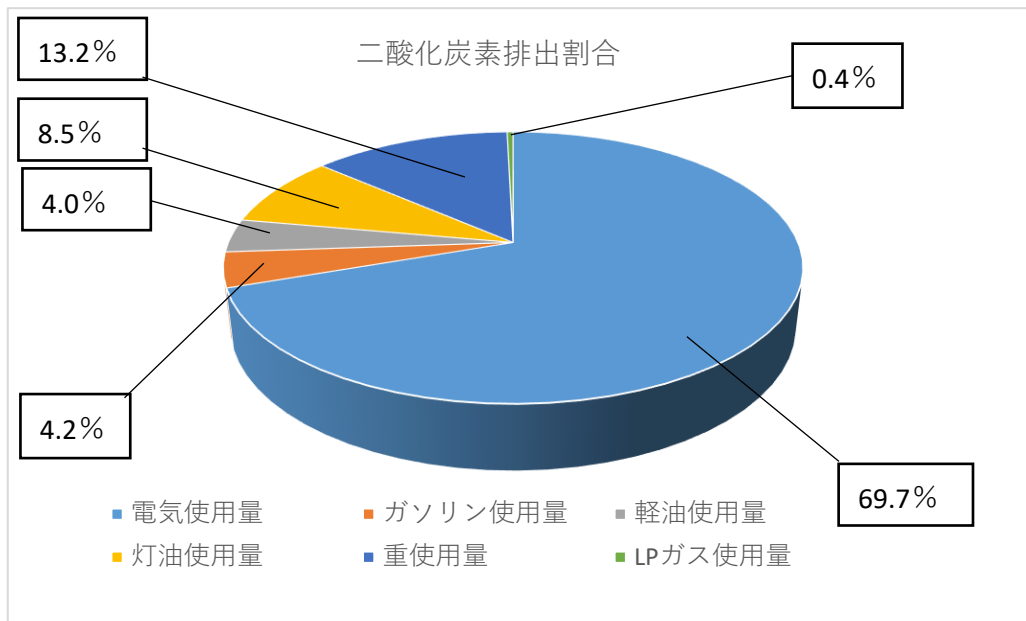


図3.要因別二酸化炭素排出量割合

V.温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえ、鋸南町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和12年度）に、基準年度（令和元年度）比で15%削減することを目標とします（表4、図4）。

項目	基準年度（令和元）	目標年度（令和12）
温室効果ガスの排出量	1,108.41t-CO ₂	942.14t-CO ₂

表4.温室効果ガス排出量

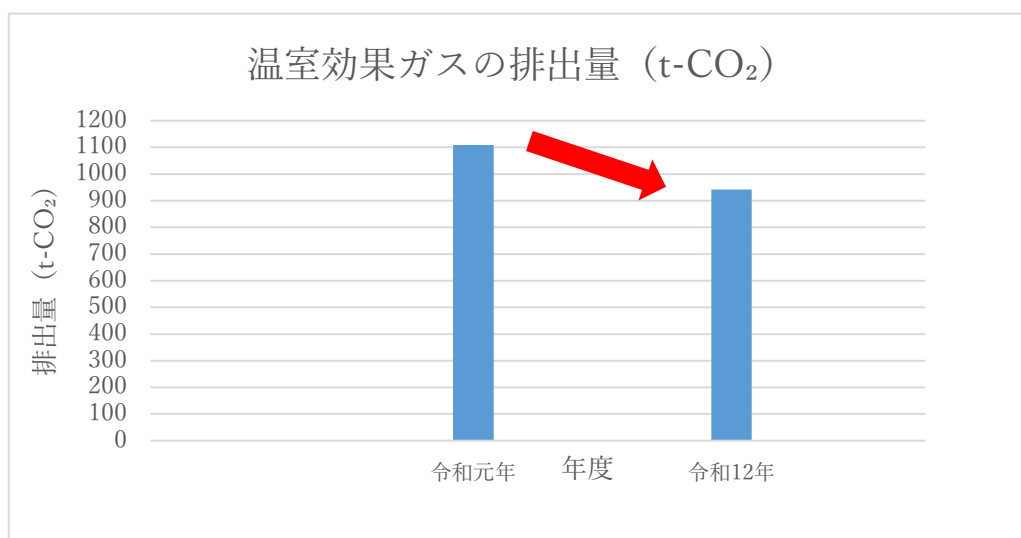


図4.温室効果ガス排出量目標との比較

VI.目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取り組み内容

①施設設備等の運用改善

以下のとおり現在保有してる施設設備の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃料機器の運転を見直します。
- ・自動販売機の照明を消灯します。
- ・財政事情を踏まえつつ、老朽化した施設の更新を進めます。
- ・太陽光パネル等や省エネ設備を導入します。

②職員の日常における取組

職員への意識啓発を進め省エネルギー・節電等の取り組みの定着をさせます。

- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調の運転時間の管理をします（業務の効率化・過度の残業防止）。
- ・公用車使用時に急発進・急加速をせず、必要以上のアイドリングストップをしないように心がけます。
- ・水を流したままにして洗わないようにします（日常的な節水を心がける）。
- ・エレベーターの使用を控え、階段を利用するようにします。
- ・無駄な印刷をしてしまわないようにペーパーレスを心がけます。
- ・現場等外出時において公用車で必要以上の運転・移動をしないように心がけます。

Ⅶ.管理体制及び進捗状況の公表

(1) 推進・点検体制

各種庁内会議において情報共有し計画の着実な推進と進行管理を行います。

1.推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し、総合的な管理を行います。

2.施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員は、本計画の取組を推進します。

3.事務局

事務局を建設水道課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し総合的な進行管理を行います。

(2) 点検・評価方法

事務局は、定期的に本町の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量及び進捗状況の点検を行い年1回の点検評価を行います。

(3) 進捗状況の公表

計画の進捗状況や温室効果ガス総排出量等については、町広報誌やホームページ等により公表します。

(4) 計画の見直し

次に掲げる事項が発生し、計画の見直しが必要な場合に見直しを行います。

1.対象施設における新たな設備等の追加

2.目標の達成状況に基づく変更の必要性

3.技術革新や社会状況の変化による見直しの必要性